

運営指導にかかる過誤調整関係書類の作成方法について

1 点検結果報告書の提出

- 1 運営指導で自主点検を行うよう指示を受けた場合については、点検結果報告書を作成してください。なお、報告対象となる方は**名古屋市が支給決定をしている利用者**になります。
- 2 点検結果報告書「2 自主点検結果」については、記入例に従い(1)概要、(2)確認方法、(3)対象者氏名及び期間、(4)再発防止策等について必ず記載してください。
- 3 自主点検により、返還（過誤調整）が必要であった場合
 - (1) 点検結果報告書「2 自主点検結果」の「返還（過誤調整）が必要の有無」の【あり】にチェックしてください。
 - (2) 請求システムに正しい請求情報を入力し、介護給付費・訓練等給付費等請求明細書（調整前（現状の請求）と調整後）を基に返還金額を計算し、点検結果報告書「3 返還（過誤調整）について」に返還金額を記載してください。
- 4 請求システムに入力した内容と、点検結果報告書の内容が合致していることを再度確認のうえ、**指定された期限内**に提出してください。

2 過誤申立て（取下げ）依頼書の提出

障害者支援課事業者指導担当から提出指示があつてから、過誤申立て（取下げ）依頼書をウェルネットなごや掲載のオンライン送信フォームから提出してください。内容に疑義などがある場合は連絡しますので、指示に従ってください。

ウェルネットなごやの以下のページに、過誤申立て（取下げ）依頼書の様式データとオンライン送信フォームのURLを記載しておりますので、こちらをご利用ください。

※移動支援、地域活動支援にかかる過誤調整については、オンライン手続き対象外です。

下記【移動支援・地域活動支援等の過誤調整】に従い、手続きを行ってください。

ウェルネットなごやTOP

事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 請求事務について

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/claim.html>

【注意】自主点検した結果については、**以下のアからウの内容が合致することを確認**したうえで手続きを進めてください。

ア 請求システムに入力した内容

イ 点検結果報告書で報告した内容

ウ 過誤申立て（取下げ）依頼書に記載した内容

【移動支援・地域活動支援等の過誤調整】

- 1 「移動支援・地域活動支援の過誤調整の請求方法」に従い関係書類を作成してください。

ウェルネットなごやTOP

事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 請求事務について

> 様式等ダウンロード > (10) その他様式・資料等のダウンロード

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/specification/seikyuyoushikiR7.html>

- 2 返還額を確定させたうえで点検結果報告書を作成してください。
- 3 障害者支援課事業者指導担当から指示があつた後、「移動支援給付費・地域活動支援給付費 請求書（様式1）」を認定支払担当へ提出してください。